

令和2年4月1日

保護者様

千曲市教育委員会
千曲市立屋代中学校 校長 塩野入幸隆

学校再開について

国から要請されていた臨時休業は解除し、今後、下記の通り対応します。学校再開及び新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、ご理解とご協力をお願い申し上げます。
なお、感染の状況により、改めて通知を出します。

記

1 学校の再開

- ・4月6日（月）～ 学校を再開します

2 出席停止・臨時休業

- (1) 次のいずれかの症状のとき、症状がなくなるまで登校せずに自宅で休養させてください。欠席にはなりません。(学校保健安全法第19条による)
 - ・風邪の症状（発熱、のどの痛み、咳等）のある場合
 - ・強いだるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- (2) 児童生徒の感染が判明した場合または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、2週間の出席停止とします。(学校保健安全法第19条による)
 - ・医師による治癒証明により登校を許可します。
 - ・当該児童生徒（感染あるいは濃厚接触）が在籍する学校は、2週間の臨時休業とするを基本とします。(学校保健安全法第20条による)
ただし、状況に応じてその都度協議し判断します。
- (3) (1)、(2) 以外の場合の措置については、状況により判断します。

※児童生徒の感染が判明した場合または児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、速やかに学校に連絡してください。

3 入学式

- ・参加者は新入生、保護者、教職員のみとします。ただし保護者の参加は、中学校は1名、小学校は2名以内とし、入学式前後の教室への入室は1名以内とさせていただきます。
- ・歌は歌いません。
- ・当該校の児童生徒（新入生及び在校生）あるいは教職員が、感染あるいは濃厚接触と判明した場合は、中止とします。

4 学校生活

- ・児童生徒の学校生活において、できる限り次の①～③条件を避けるようにしますので、ご理解・ご協力をお願いします。③の対応として、マスク着用を徹底します。

① 換気の悪い密閉空間 ② 多くの人が密集 ③ 近距離での会話や発声

5 未履修の内容

- ・前学年の未履修の内容がある場合は、4月当初または関連した単元の中で扱います。

6 給食

- ・給食時は感染リスクが高いことから、全員が身支度をして準備・食事をします。
エプロン、マスク、帽子（三角巾）を持たせてください。

裏面につづく

7 学校からの連絡

- ・PTA メール及び学校ホームページで行います。急な連絡がありますので、ご留意下さい。
- ・現在のメールシステムに加えて、新システムによるメール登録をすすめています。しばらく併用しますのでご承知ください。

8 部活動

- ・4の①～③を避けて、部活動を再開します。約束を守って活動させてください。
- ・後日お配りする通知をご覧ください。

9 年間計画

- ・今後の臨時休業の状況により、学習が十分に進まないことがあります。その際には、年間計画の変更、夏休み、冬休み、春休みの短縮等の措置をする場合がありますので、ご承知ください。
- ・年間計画の変更、学校行事の短縮等の措置につきましては、学校から連絡します。

10 お子さんの健康管理について

- (1) 毎日、検温してから登校するようにしてください。登校前に「健康チェックカード」を使って、健康観察をお願いします。「健康チェックカード」は6日に配布します。
- (2) マスク着用・うがい・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底してください。
- (3) 大勢が集まる集会等への参加や不要不急の外出はできるだけ避けるようにしてください。
- (4) 免疫力を高めるために、十分な睡眠・休養、バランスのとれた食事、適度な運動等に心がけてください。
- (5) 医療的ケアが日常的に必要なお子さんや基礎疾患等のあるお子さんの感染対策について、十分にご配慮ください。
- (6) 毎日持たせていただきたいもの
健康チェックカード・マスク(布製のマスクも可)・ハンカチ・エプロン・給食用帽子(三角巾)

11 その他

- (1) マスクが手に入りにくい状況が続いていますが、ご家庭で手作りマスクの作成をお願いします。手作りマスクの作成方法については、文部科学省の子どもの学び応援サイト等を参考にしてください。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html
【検索キーワード】文部科学省 子どもの学び応援サイト
- (2) 他の児童生徒・ご家族の間で感染者や濃厚接触者が出た場合に、差別や偏見が生じないようにご配慮ください。
- (3) 再び臨時休業になった際には、家庭学習により学習を進める場合があります。家庭学習が確実にできますよう、お子さんへのご指導をお願いします。
- (4) 教職員の感染が判明した場合または教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合は、児童生徒に準じて対応します。

この対応は、令和2年4月1日現在のものであり、今後、感染症予防対策全体を踏まえ、適宜見直しを行います。その場合は、学校からのPTAメール・通知等で連絡します。